

令和4年度 東海道金谷宿お休み処「石畳茶屋」の管理運用について

1. 経過

- ・本年度末で現指定管理期間が満了となる表記施設について、次期指定管理者（令和4年度から8年度まで）を選定するため、公募を2回実施したが候補者の選定に至らなかった。

2. 令和4年度の管理運用方針

- ◎市（観光課）の直営施設として維持管理する。
- ◎常時開放はせず、イベント活用や希望団体による活用などを実験的に行い、施設の在り方や有効な活用方法を改めて検討することとする。
- ◎令和4年度は新たな運用を検討する準備期間とし、令和5年度からは検討結果に基づく施設運用を開始したい。

3. 手続き等

- ◎2月議会において、現行の条例を廃止する。
- ・現行の条例は、施設の管理は指定管理者が行うことを前提とした構成となっており、指定管理者が不在の場合、市が直接管理するための規定が設けられていないことから、直営での運用（休館も含めて）に際しては条例を改正あるいは廃止しなくてはならない。
上記に基づき、運用の検討を進めている間は「公の施設」として機能できないため、条例は廃止することとする。

島田市観光協会の法人化について

現在「任意団体」として活動している島田市観光協会が、本年度中に組織を法人化させる。2月初旬に設立発起人会、3月中に現観光協会の解散と新観光協会の設立に係る総会が開催される予定。

1. 現状と課題

- ・法的な縛りのない「任意団体」で、組織としての能力に限界がある中、物産販売所、ECサイト等において収益事業を実施している。
- ・従前から体制を変えておらず、主体的な取組はイベント開催や開催支援に留まっており、現在、観光に求められる役割（「観光で稼ぐ地域」の実現）を負いきれない。
- ・役割の増加に伴い、市の補助金も増加しており、会計処理の徹底が求められる。

2. 法人化（組織強化）の目的

- ・組織力を強化し、できる事（手段の選択肢）を充実させる。
- ・組織の労務管理や会計管理を徹底する。
- ・地域の主要な観光関連事業者が、組織（事業）の意思決定に関われる仕組みを構築する。
- ・観光に係る資源、情報、人材、金を集中させ、観光地経営を担っていく。
- ・専門性の高い職員を育て、関係者とのリレーションを長期に継続していく。

3. 法人組織の概要

(1)取得法人格 … 一般社団法人

(2)組織構成（案）

①社員総会

観光振興による地域経済活性化を望む市内企業と行政により構成。5～7者。

- ・基本的・長期的な経営方針をはじめとした主要事項の決定。
- ・年度の事業計画・予算の承認。

②理事会

社員総会構成各者の事業部長クラスで構成する実質の執行機関。

- ・代表理事（組織代表）の選任、解職。
- ・業務執行の決定。
- ・年度の事業計画・予算の変更承認。

③事業本部

組織の事務局。正規職員のほか、構成各者からの派遣・出向職員を配置。

- ・年度の事業計画・予算の立案。
- ・事務事業の実施。

※賛助会員

組織目標・成果に対し賛同・応援の立場をとる市内企業、団体、個人。
従前の協会会員に類似するが議決権は持たない。

(3)実施事業（案）

事業部門	総務	販売・プロモーション	商品開発
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人事労務管理 ・会計管理 ・会議の開催 ・施設設備管理 ・人材育成事業 ・調査・分析事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB サイト運用 ・広告配信事業 ・PR ツール作成 ・メディア、旅行会社等への営業、リレーション構築 ・ファムトリップ事業 ・現地出展型 PR 活動 ・観光案内業務 ・EC サイト運用 ・物産販売 ・キャンペーン等企画 ・観光商品販売支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源磨き上げ ・商品開発事業者支援 ・事業者向けセミナー・ワークショップ ・着地型旅行商品の開発 ・モニターツアー事業 ・地域事業者、団体向け補助制度の運用

※イベント開催、開催支援事業

- ・大井川大花火大会等の主催イベント
- ・島田大祭、島田鼈まつり、金谷茶まつり、野守まつり等の開催支援

4. 日本版 DMO（登録 DMO）について

- ・観光地域づくりを担う体制として「DMO」を形成する動きが全国に広がっており、国の観光施策もこれを後押しするものが主流。⇒「日本版 DMO」
- ・今回、法人化して構築しようとする組織体制や担う役割は DMO に相当。
- ・国や県の支援を効果的に活用していくためにも、登録 DMO を目指したい。

「日本版 DMO」の種類

- | | |
|-----------|---------------------------|
| ①地域 DMO | … 単一の自治体エリアを対象圏域とする DMO |
| ②地域連携 DMO | … 県内複数の自治体エリアを対象圏域とする DMO |
| ③広域連携 DMO | … 県を跨ぐ自治体エリアを対象圏域とする DMO |

※ 「日本版 DMO」は、観光庁に対し仮登録⇒本登録の手続きを要する。

島田市立地適正化計画（案）のパブリック・コメント実施に係る報告

(都市基盤部都市政策課)

1 実施状況

(1) 概要

- 今後の人口減少・少子高齢化、頻発激甚化する自然災害に対応した「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを市民・事業者・行政が一体となって取り組むために 平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され、「立地適正化計画」が制度化された。
- 立地適正化計画は、これまでの土地利用規制による誘導や都市施設といった都市計画による取り組みに加え、医療・福祉・商業・子育て支援施設などの生活利便施設（都市機能）を地域の拠点にまとめて立地するよう長い時間をかけながら緩やかな誘導を図り、公共交通と連携したまちづくりを推進する計画である。
- 近年頻発激甚化する自然災害から市民の生命財産を守るために、安全安心なエリアを示すことにより、あわせて居住を誘導する計画である。
- 本市においても、今後人口減少・少子高齢化は加速することが見込まれており、高齢者や子育て世代など、誰もが健康で快適な生活ができる環境の確保と安全安心な居住環境の形成、持続的な都市経営を推進するため、立地適正化計画を策定する。

2 募集期間

令和3年11月16日（火）から令和3年12月17日（金）まで

3 実施結果

提出状況	1 意見提出者数 4人
	2 提出された意見数 33件
反映状況	1 反映した意見 3件
	2 既に盛り込み済みの意見 0件
	3 今後の検討課題とする意見 1件
	4 反映できない意見 9件
	5 その他 20件

4 今後の予定

令和4年1月19日 経済建設常任委員会において実施結果を報告

- 1月20日 パブリック・コメント結果公表予定日（市ホームページ等）
- 2月2日 都市計画審議会での審議
- 2月28日 事業者向け説明会の開催（宅地建物取引業・行政書士）
- 4月1日 計画の公表